

市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第3部 各対策項目の考え方及び取組（主なものを記載）

第2部 対策の実施に関する基本的な方針

対策項目		準備期 (新型インフルエンザ等の発生前)	初動期 (新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生)	対応期 (新型インフルエンザ等が国内で発生)
1	実施体制	有事に機能する組織体制を整備、訓練を実施	市対策会議の開催や緊急的かつ総合的な対策に対応する体制を確保	市対策本部を設置し、体制を強化。状況に応じた体制の見直し
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	市民等への情報提供・共有方法を整理	科学的知見等に基づく正確な情報提供、コールセンター等の設置	科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供、リスク評価に基づく方針の決定・見直し
3	まん延防止	基本的な感染対策の普及	市内でのまん延防止対策を準備	－ ※1 (必要に応じて、国・県の取組に協力)
4	ワクチン 拡充	国や医療機関等の関係機関と連携し、ワクチンの流通や接種体制を準備	国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築	国の方針を踏まえ、接種を実施 接種スケジュールなどの情報発信
5	保健 拡充	－ ※1 (必要に応じて、国・県の取組に協力)	－ ※1 (必要に応じて、国・県の取組に協力)	県が実施する健康観察や生活支援に協力
6	物資 拡充	必要な備蓄を実施し、定期的に確認	－ ※1 (必要に応じて、国・県の取組に協力)	－ ※1 (必要に応じて、国・県の取組に協力)
7	市民生活及び市民経済の安定の確保	平時からマスクや生活必需品等を備蓄、必要な準備を勧奨	水道事業などの市民生活・社会経済活動に係る業務継続に向けた準備	まん延防止に係る措置で生じた影響を緩和するため市民・事業者を支援

※1 国・県が主導して実施する項目については、国の手引きに従い、記載しない。

各対策項目の概要 [1_実施体制 (P.26~P.32)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練 ●人材育成 ●体制整備 ●地方公共団との連携強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ●政府対策本部の設置 ●基本的対処方針の決定・公示 ●必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的対処方針の見直し ●対策に関する総合調整 ●政府対策本部の廃止 ●緊急事態宣言 ●緊急事態宣言終了
県	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練 ●人材育成 ●体制整備 ●国及び市町村等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●県対策本部の設置 ●対策実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所などと連携し、対策を実施 ●県域内の対策に課する総合調整 ●県対策本部の廃止
市	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練 ●人材育成 ●体制整備 (計画管理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部の設置検討または設置 ●体制整備 (人材確保、予算等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●状況に応じた対策の検討・実施 ●市対策本部の廃止 ●体制整備 (人材確保、予算等)

基本理念・目標

・感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。
 国、県、市、JIHS、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。
 ・そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。
 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	<p>(1)準備期の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対策会議を設置し、関係部局等が連携・協力して対策を総合的に推進するための方策を検討する等準備を進める。 <p>(2)市行動計画等の作成や体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市行動計画等を策定・改定する。 ▶ 有事に強化・拡充するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。 <p>(3)国及び県などとの連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有事に備え、国や県、関係機関間において、情報共有や連携体制の確認及び訓練を実施する。 	<p>(1)新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国、県が対策本部を設置した場合、市は必要に応じて対策本部を設置することを検討する。 ▶ 必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。 ▶ 当該業務に専従で対応する組織体制を検討する。 ▶ 市は、国からの要請や地域の感染状況等に応じて、業務継続計画に基づく対応が求められることに留意する。 ▶ 地域の関係機関で情報共有する連携体制の構築に努める。 <p>(2)迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 早急な予算の確保が求められることが想定されるため、緊急性に応じて臨時議会または専決処分による予算の確保等も検討する。 	<p>(1)基本となる実施体制の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適切な職員を配置し、適切な対策などを実施する。 ▶ 業務継続計画の発動後には縮小・休止した業務に割り当てられていた職員を優先すべき業務への再配置等を検討する。 ▶ 対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。 ▶ 小田原市立総合医療センターは、県からの通知または要請により、医療を提供する。 ▶ 地域の関係機関で情報共有する連携体制の構築に努める。 <p>(2)緊急事態措置の検討等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 <p>(3)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急事態解除宣言がなされたときは、市対策本部を廃止する。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したもの

各対策項目の概要 [2_情報提供・共有、リスクコミュニケーション (P.33~P.41)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する情報発信 ●情報提供・共有体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●科学的知見等に基づく情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●科学的知見等に基づく情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施 ●リスク評価に基づく方針の決定、見直し
県	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する情報発信 ●情報提供・共有体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●科学的知見等に基づく情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●科学的知見等に基づく情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施 ●偏見・差別等への対応 ●リスク評価に基づく方針の決定、見直し
市	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する情報発信 ●体制整備（情報の提供方法等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●科学的知見等に基づく情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●科学的知見等に基づく情報提供・共有 ●双方向のコミュニケーションの実施 ●偏見・差別等への対応 ●リスク評価に基づく方針の決定、見直し

基本理念・目標

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を求めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、情報共有のための体制整備や取組を進める必要がある。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	<p>(1) 発生前における市民等への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症に関する情報提供・共有 ②偏見・差別等に関する啓発 ③偽・誤情報に関する啓発 <p>(2) 発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ②双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 	<p>(1) 科学的知見等に基づく情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ①迅速かつ一体的な情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 準備期にあらかじめ定めた情報提供・共有の方法等を踏まえ、情報提供・共有する。 ▶ 迅速に情報を伝える手段として発行頻度の高い地域情報誌での情報発信も検討する。 ②双方向のコミュニケーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の要請を踏まえ、コールセンター等を設置する。 ③偏見・差別等や偽・誤情報への対応 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 偏見・差別等は、許されるものではないこと等について、その状況等を踏まえ、適切に情報提供・共有する。 	<p>(1) 科学的知見等に基づく情報提供・共有 ※初動期(1)~(3)同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ▶ 双方向のコミュニケーションの実施 ▶ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 <p>(2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 封じ込めを念頭に対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について、限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。 ▶ 病原体の性状等に応じて対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明、こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明を行う ▶ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 <ul style="list-style-type: none"> 平時への移行に伴い留意すべき点について、丁寧に情報提供共有を行う。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したもの

各対策項目の概要 [3_まん延防止 (P.42~P.43)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●指標等(医療・社会経済)の事前整理 ●対策の強化に関する理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止対策実施の準備 (入院勧告、外出自粛要請等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●状況に応じた適切なまん延防止対策の実施 ●まん延防止等重点措置の公示、緊急事態宣言の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発(感染対策等) ●まん延防止対策への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止対策実施の準備 (入院勧告、外出自粛要請等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●適切なまん延防止対策の実施(患者や濃厚接触者への対応等) ●国に対するまん延防止重点措置や緊急事態措置の実施要請
市	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発 (基本的な感染対策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止対策の準備 	○国・県が主導して実施する項目

基本理念・目標

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、医療がひっ迫する水準の感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。一方で、特措法第5条において定められている内容を踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、状況の変化に応じて、まん延防止対策の見直しを機動的に行うこと。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	<p>(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本的な感染対策の普及に図る。また、感染が疑われる場合は、相談センターに指示に仰ぐことなど、有事の対応等について、理解促進を図る。 	<p>(1) 市内でのまん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務継続計画に基づく対応の準備及び発動する。 ▶ 国や県が実施するまん延防止対策に係る命令や要請に協力する。 ▶ PCR検査場や抗原定性検査キットの配布など感染状況等に応じた対応が求められることに留意する。 	○市の取組の記載はないが、国・県の取組に必要なに応じて協力する。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したもの

各対策項目の概要 [4_ ワクチン (P.44~P.49)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発の推進 ●接種体制の構築 ●体制整備（供給体制） ●情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発への支援 ●ワクチン、資材等の確保 ●接種体制の準備（会場や従事者の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ウイルス株やワクチンに関する情報収集 ●ワクチン、資材等の供給 ●接種体制の整備 ●情報収集・提供（副反応疑い報告等）
県	<ul style="list-style-type: none"> ●体制整備（流通等） ●接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の構築（会場、医療従事者の確保等） ●医療従事者に対する協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●流通体制の整備（ワクチン等） ●情報収集・提供 ●接種体制の拡充（大規模接種会場等）
市	<ul style="list-style-type: none"> ●体制整備（資材、供給体制等） ●接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種に向けた準備（接種会場、資材、人員確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種の実施 ●状況に応じた接種体制の拡充 ●健康被害救済業務 ●ワクチンや資材の共有 ●情報収集・提供 ●相談対応（コールセンター等）

基本理念・目標

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、市民の健康を守ることで、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。このため、新型インフルエンザ等の発生時にワクチンを迅速に供給するために、平時から緊急時におけるワクチンの供給体制等の確認に取り組むことが重要である。また、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくことが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種を行う際も、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	<p>(1) ワクチンの流通に係る体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市と県との連携方法及び役割分担の体制構築に協力する。</u> <p>(2) 接種体制の構築</p> <p>① 特定接種</p> <p>② 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>迅速な予防接種を実現するため、関係機関と連携し、接種体制について検討する。</u> 	<p>(1) 接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 準備期からの取組に基づき、国における必要なワクチン量の確保を踏まえ、接種体制の構築する。 ▶ <u>ワクチン接種体制の構築にあたり、医療従事者や関係機関との連携体制を構築し、定期的な情報交換の実施を検討する。</u> ▶ <u>当初の接種については、予約やワクチンの流通を考慮したうえ、市民の安心につながり迅速に進めるため、集団的な接種での早期開始について検討する。</u> ▶ <u>市が接種会場を設ける場合は、ワクチン接種による重篤な副反応への対応についても留意する。</u> 	<p>(1) ワクチン等の流通体制</p> <p>(2) 接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 ▶ 追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。 ▶ <u>予約受付体制を構築する。その際、接種を迅速に進めるため、予約システムの導入やコールセンターの設置について検討する。</u> <p>(3) 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応、健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したもの

各対策項目の概要 [5_保健 (P.50)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●人材の確保に関する仕組みの整備 ●訓練・研修 ●体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行準備（要請や助言等の実施等） ●住民への情報提供・共有の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行（助言や支援等） ●流行状況等に応じた方針の見直し ●情報提供・共有 ●業務の段階的な縮小要請
県	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練・研修 ●情報収集・提供 ●体制整備（人材確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行準備（入院調整等） ●情報提供・共有（相談センター等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行（保健活動の調整等） ●感染症対応業務の実施（相談対応、検査等） ●状況に応じた体制の見直し ●情報収集・提供
市	○国・県が主導して実施する項目	○国・県が主導して実施する項目	●感染症対応業務への協力

基本理念・目標

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	○市の取組の記載はないが、国・県の取組に必要なに応じて協力する。	○市の取組の記載はないが、国・県の取組に必要なに応じて協力する。	(1) 主な対応業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県が実施する健康観察に協力する。 ▶ 県が実施する食事の提供について、地域の実情を踏まえ、必要に応じて食料品等の支援を検討する。 ▶ 県が宿泊療養施設を市内に開設する場合、必要に応じて協力する。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したもの

各対策項目の概要 [6_物資 (P.51)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●体制整備（需給状況の把握等） ●感染症対策物資等の備蓄推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ●物資の需給状況の確認と円滑な供給に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ●事業者に対する物資の生産等の要請、支援 ●物資の需給状況の確認 ●緊急物資の運送等
県	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄・確認 ●医療機関に対する備蓄状況の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ●物資の円滑な供給に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ●不足物資の供給 ●緊急物資の運送等の要請
市	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄・確認 	○国・県が主導して実施する項目	○国・県が主導して実施する項目

基本理念・目標

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	<p>(1) 感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市は、必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ▶ 消防機関は、感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。 	○市の取組の記載はないが、国・県の取組に必要な応じて協力する。	○市の取組の記載はないが、国・県の取組に必要な応じて協力する。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したものの

各対策項目の概要 [7_市民生活及び市民経済の安定の確保 (P.52~P.57)]

	準備期	初動期	対応期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有体制の整備 ●支援等の準備 ●支援実施に係る仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続準備等の要請 ●安置場所の確保要請 ●生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民生活の安定の確保（生活関連物資等に関する措置等） ●社会経済活動の安定の確保（通貨及び金融の安定、雇用に関する支援等）
県	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有体制の整備 ●支援実施に係る仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備等の要請 ●生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民生活の安定の確保（生活支援、教育、生活関連物資等） ●社会経済活動の安定の確保（事業者に対する支援、要請等）
市	<ul style="list-style-type: none"> ●体制整備（情報提供、火葬体制等） ●物資及び資材の備蓄及び勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備等 ●体制整備（火葬、安置等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活の安定の確保（生活支援、教育等） ●社会経済活動の安定の確保（事業者に対する支援等）

基本理念・目標

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

	準備期	初動期	対応期
市の取組	<p>(1)情報共有体制の整備</p> <p>(2)支援の実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、適切な仕組みの整備を行う。 <p>(3) 事業継続に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道事業者である市は、有事においても業務を継続し、水を安定的かつ適切に供給できるよう体制等を整備する。 <p>(4)物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 第6章における感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄するとともに、事業者や市民に対し、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。 <p>(5)生活支援を要する者への支援等の準備</p> <p>(6)火葬能力等の把握、火葬体制の整備</p>	<p>(1)事業継続に向けた準備等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道事業者である市は、業務継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。 <p>(2)遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 遺体への適切な感染対策や納体袋への収容が必要な場合があることに留意する。 ▶ 国からの要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 	<p>(1)市民生活の安定の確保を対象とした対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 心身への影響を考慮し、必要な施策を講ずる。 ▶ 要配慮者等に必要に応じ生活支援を行う。 ▶ 教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。 ▶ 生活関連物資等の価格の高騰や買占めなどが生じないよう、必要な措置を講ずる。 ▶ 可能な限り火葬を実施するとともに、状況に応じて、広域火葬の応援・協力をを行う。 <p>(2)社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 影響を受けた事業者を支援するための必要な財政上の措置など、効果的に講ずる。 ▶ 水道事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

※下線の項目は、市新型コロナウイルス感染症の対応記録から反映したもの